

藤沢型認定保育施設事業実施要綱

制定 平成 30 年 3 月 20 日
改正 令和 2 年 4 月 1 日

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 基準
 - 第 1 節 共通事項（第 5 条－第 11 条）
 - 第 2 節 藤沢型認定保育施設 A 型（第 12 条－第 17 条）
 - 第 3 節 藤沢型認定保育施設 B 型（第 18 条－第 22 条）
 - 第 4 節 藤沢型認定保育施設 C 型（第 23 条－第 27 条）
- 第 3 章 手続き
 - 第 1 節 認定に係る手続き（第 28 条－第 30 条）
 - 第 2 節 運営等に係る手続き（第 31 条－第 32 条）
 - 第 3 節 認定の取消に係る手続き（第 33 条－第 35 条）
- 第 4 章 報告等（第 36 条－第 38 条）
- 第 5 章 雜則（第 39 条）
- 附則

第 1 章 総 则

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市長が藤沢型認定保育施設として認定する届出保育施設の基準及び手続きのほか必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する保育を必要とする児童及びその保護者の多様な保育ニーズを踏まえ、市内の保育環境の充実、及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）届出保育施設

法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県知事に届出がされた施設のうち、次のアからウを除く藤沢市内に所在する施設をいう。

ア 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的として、事業所等が設置し、その従業員の児童のみを対象とした施設

イ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定される仕事・子育て両立支援事業として、公益財団法人児童育成協会により企業主導型保育事業の助成決定を受けた施設

ウ 藤沢市幼児教育施設認定基準に基づき、幼児教育施設として認定を受けた施設

(2) 藤沢型認定保育施設

届出保育施設のうち、この要綱の定めるところにより市長から認定を受けた施設をいう。

(3) 指導監督基準

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省通知）」に基づく「認可外保育施設指導監督の指針」、及び神奈川県が定める「私設保育施設指導監督基準」をいう。

(4) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

施設に対し、神奈川県知事が、指導監督基準を満たしていることを確認し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号厚生労働省通知）」に基づき交付する証明書をいう。

(5) 利用者

施設を月極め、一時預かり、又はその他の契約により利用する児童及びその保護者をいう。ただし、単に児童のみをいう場合は「利用児童」という。

(6) 対象児童

藤沢市に住所を有する小学校就学の始期に達するまでの利用児童であって、当該保護者が次のア及びイに該当する児童をいう。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。

（ア）子ども・子育て支援法第 30 条の 5 の規定に基づく施設等利用給付認定を受けていること。

（イ）別表第 1 に掲げる保育を必要とする事由に該当し、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付を現に受けていないこと。

イ 藤沢型認定保育施設の設置者との間で、月 64 時間以上の当該児童に係る保育の利用契約をしていること。

(7) 利用料等

利用児童の保護者が施設の設置者との契約に基づき支払う保育料、入会金、及びその他施設の利用に係る経費をいう。

(8) 常勤

施設の業務に専従する、就業規則上の正規職員の勤務形態をいう。

(9) 配置基準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)」

第 33 条第 2 項に規定する保育士の配置に関する基準をいう。

(10) 保育従事者

施設において、保育に従事する者をいう。なお、保育従事者の数をいう場合は常勤のみとし、非常勤の保育従事者がいる場合は、その保育従事者の月の勤務時間を 160 時間で除した数を常勤換算人数とする。

(11) 保育従事者必要数

年齢ごとの利用児童数を配置基準で除し、小数点以下第 2 位を切り上げて得られた数の合計により算出された保育従事者の必要な数をいう。

(12) 有資格者

保育士、看護師、保健師、又は助産師の資格を有する者をいう。

(13) 有資格相当者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 幼稚園教諭免許状を有する者

イ 「子育て支援員研修事業実施要綱(子育て支援員研修事業の実施について(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省通知)の別紙)」に基づき実施される研修のうち、「地域保育コース」を受講し、修了証書の交付を受けた者

(認定区分)

第 4 条 藤沢型認定保育施設の認定区分は、藤沢型認定保育施設 A 型、藤沢型認定保育施設 B 型、及び藤沢型認定保育施設 C 型とする。

第 2 章 基 準

第 1 節 共通事項

(設置者の要件)

第 5 条 藤沢型認定保育施設の設置者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 藤沢市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団等と関係がないこと。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税、及びその他の

税金を滞納していないこと。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、設置者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが示される行為を行っていないこと。

(利用契約)

第6条 藤沢型認定保育施設の利用児童の保護者との利用契約に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 設置者は、当該保護者との間に利用契約を行う際には、私設保育施設指導監督基準の「8 利用者に対する情報提供」(3)の規定に基づく契約書面を交付すること。
- (2) 前号の規定における契約書面の記載事項は、この要綱のいずれの規定も遵守していること。
- (3) 設置者及び当該保護者は、前各号に規定する契約書面の内容について合意したことの証明として、設置者が2部作成した契約書面に押印又は署名等をし、各自1部ずつ保有すること。
- (4) 設置者は、前号に規定する契約書面を、当該利用児童が退園してから5年間保管すること。

(利用料等)

第7条 藤沢型認定保育施設の保育料は、対象児童に係る保育のうち、1月あたりの基本保育時間分の保育に関する基本的なサービス（以下「基本的なサービス」という。）に係る費用とし、次の各号に掲げる事項を踏まえて、当該施設の設置者が設定できるものとする。ただし、対象児童以外の保育に係る費用については、この限りではないものとする。

- (1) 対象児童の年齢に応じて、次のア及びイに掲げる金額を上限とすること。
- ア 年度の初日の前日における年齢が満2歳以下である児童
月額 45,000円
- イ 年度の初日の前日における年齢が満3歳以上である児童
月額 41,000円
- (2) 基本的なサービスに係る費用には、職員の雇用費、家賃、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、保険料、健康診断費等の経費を含むこと。
- (3) 次のアからエまでに掲げる補助金等を活用し、対象児童の保護者の経済的な負担軽減を図ること。
- ア 藤沢型認定保育施設保育料補助金交付要綱（平成28年3月31日制定）に基づく補助金
- イ 藤沢型認定保育施設運営費補助金交付要綱（平成25年4月1日制定）に基づく補助金
- ウ 藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱（平成14年9

月 27 日制定)

- エ その他国又は県等が実施する施設の運営等に関する補助金等
- 2 藤沢型認定保育施設の設置者は、前条に規定する保育料のほか、次の各号に掲げる費用について、利用児童の保護者に事前に説明の上、徴収することができる。
- (1) 食事の提供に係る費用（給食代、おやつ代等）
 - (2) 遠足、その他の行事等の実施に係る実費（交通費、行楽施設入園料等）
 - (3) 基本的なサービスとは別に、英会話、水泳又は体操等、主に専門的な知識を有する講師等による教育的なプログラム等の付加的なサービスに係る費用（ただし、基本保育時間中に行う場合においては、その利用に関して利用者に選択の権利が保障されている場合に限る。）
- 3 藤沢型認定保育施設の設置者は、月ごとの保育料とは別に、年会費等の名目で利用児童の保護者から基本的なサービスに係る費用を徴収してはならない。
- 4 藤沢型認定保育施設の設置者は、利用児童の保護者から入会金を徴収する場合、又は徴収する額を変更する場合は、市長に事前に報告するとともに、利用児童の保護者に対して、その旨を書面の交付により事前に説明しなければならない。
- 5 藤沢型認定保育施設の設置者は、当該施設の利用（入所）予約を受け付けるための予約金等（以下「予約金等」という。）を徴収する場合、又は徴収する額を変更する場合は、市長に事前に報告しなければならない。
- 6 藤沢型認定保育施設の設置者は、前項の規定により予約金等を徴収する場合、利用（入所）予約をした者（以下「利用予約者」という。）の実際の利用（入所）状況に応じて、次の各号のとおり、予約金等を取り扱わなければならない。
- (1) 実際に利用（入所）した場合
利用予約者に対し、予約金等を還付しなければならない。ただし、利用予約者に説明したうえで、予約金等をもって基本的なサービスに係る費用及び第2項各号に掲げる費用に充てができるものとする。
 - (2) 実際に利用（入所）しなかった場合
利用予約者に対し、予約金等を還付する必要はないものとする。ただし、その場合は、利用予約者に対し、その旨を書面の交付によって事前に説明しなければならない。
- 7 藤沢型認定保育施設の設置者は、利用予約者が、実際に保育の実施を受ける前に利用（入所）を取りやめた場合は、利用料等を徴収してはならない。

（安全対策等）

第8条 藤沢型認定保育施設の設置者は、当該施設における保育の質の向上及び安全で衛生的な保育環境の確保を図るため、次の各号に掲げる計画・マニュアル等を作成し、運用しなければならない。

- (1) 非常災害及び不審者等に対する対策に関するマニュアル
- (2) 乳幼児突然死症候群への対策に関するマニュアル

- (3) 衛生管理に関するマニュアル
- (4) 調理業務に関するマニュアル（アレルギー及びアナフィラキシーショックの対応を含む）

2 藤沢型認定保育施設の設置者は、前項に規定する計画・マニュアル等の作成にあたり、次の各号に掲げる内容等を踏まえなければならない。

- (1) 指導監督基準
- (2) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府）
- (3) 保育所における食事の提供ガイドライン（平成 24 年 3 月厚生労働省）
- (4) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 31 年 4 月厚生労働省）
- (5) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号厚生労働省通知別添）
- (6) その他国、神奈川県、又は市が作成したガイドライン、マニュアル等

（苦情対応）

第 9 条 藤沢型認定保育施設の運営及び利用等に係る苦情解決に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 苦情解決の仕組みは、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 12 年雇児発第 575 号厚生省児童家庭局長通知）」に準じること。
- (2) 保育事業に係る利用者及び近隣住民等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次のア及びイに掲げる事項に関する規程等を整備すること。
 - ア 苦情受付担当、苦情解決責任者、及びその他苦情解決体制
 - イ 苦情解決のための手続き
- (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者及び施設の職員等に対して周知すること。
- (4) 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し、5 年間保存すること。

2 藤沢型認定保育施設の設置者は、施設への苦情について、市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 藤沢型認定保育施設の設置者は、市長からの求めがあった場合には、前項に規定する改善内容を市長に報告しなければならない。

（指導監督基準等の遵守）

第 10 条 藤沢型認定保育施設の運営等にあたっては、この要綱に定めるものほか、法及び指導監督基準に規定する事項を遵守しなければならない。

2 藤沢型認定保育施設は、神奈川県知事から認可外保育施設指導監督基準を満た

す旨の証明書の交付を受けていなければならない。

(閉園に関する取扱い)

第 11 条 藤沢型認定保育施設の設置者は、その都合等により、当該施設を閉園する場合は、市と協議のうえ、認定区分に応じて、次の表に掲げる日までに利用者に通知しなければならない。

認定区分	利用者に通知する日
藤沢型認定保育施設 A 型	閉園を予定する日の 1 年前
藤沢型認定保育施設 B 型	閉園を予定する日の 1 年前
藤沢型認定保育施設 C 型	閉園を予定する日の 6 月前

第 2 節 藤沢型認定保育施設 A 型

(運営全般)

第 12 条 藤沢型認定保育施設 A 型の運営基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定員は、10 人以上とすること。
- (2) 開所時間は、1 日 11 時間以上とすること。
- (3) 休業日は、原則として、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までとすること。なお、休業日以外に休園する場合は、事前に利用者に説明し、理解を得ること。
- (4) 保育所保育指針（厚生労働省告示第 141 号）を踏まえ、保育課程及び指導計画等を作成し、運用すること。

(施設長)

第 13 条 藤沢型認定保育施設 A 型には、施設長として、次の各号のいずれかに該当する常勤の職員を置かなければならない。

- (1) 児童福祉施設、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、藤沢型認定保育施設若しくは認定以前の当該届出保育施設等、又は幼稚園若しくは小学校等における教諭、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）による民生委員若しくは法第 16 条に規定する児童委員等の児童福祉事業に 2 年以上従事した者
- (2) 藤沢型認定保育施設又は認定以前の当該届出保育施設において、管理者として 1 年以上従事した者

2 前項の規定に基づく施設長は、実際に当該施設の運営管理の業務に従事するものとする。

(保育従事者の配置)

第 14 条 藤沢型認定保育施設 A 型の保育従事者の配置に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 開所時間中は、現に保育されている児童数に応じた保育従事者必要数の 4 分の 3 以上の有資格者を当該施設に配置すること。
- (2) 基本保育時間中は、常勤の有資格者を 1 人以上当該施設に配置すること。
- (3) 保育の実施にあたっては、常に複数の保育従事者を配置すること。ただし、基本保育時間外において、現に保育されている児童が 1 人である場合は、指導監督基準に準じて、有資格者 1 人の配置でよいものとする。
- (4) 児童の安全確保の観点から必要があるときは、前各号の基準以上の保育従事者を配置すること。

(設備)

第 15 条 藤沢型認定保育施設 A 型の施設の構造及び設備等に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保育室の面積は、建物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、児童 1 人あたり 1.98 m^2 以上であること。
- (2) 保育室は、原則として 3 階以下であること。
- (3) 建築物、消防設備、給食設備に関することについては、それぞれの市の主管課等の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、その他施設の構造及び設備等に関する基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(安全対策等)

第 16 条 藤沢型認定保育施設 A 型は、第 8 条第 1 項に定めるもののほか、次の各号に掲げる計画・マニュアル等を作成し、運用しなければならない。

- (1) 事故防止及び事故発生時の対応に関するマニュアル
 - (2) 感染症の感染防止に関するマニュアル
 - (3) 施設及び職員に係る自己評価に関する計画
- 2 前項に規定する計画・マニュアル等の作成にあたっては、第 8 条第 2 項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる内容等を踏まえるものとする。
- (1) 保育所における感染症対策ガイドライン（平成 30 年 3 月厚生労働省）
 - (2) 保育所における自己評価ガイドライン（令和 2 年 3 月厚生労働省）

(苦情対応)

第 17 条 藤沢型認定保育施設 A 型の運営及び利用等に係る苦情解決に関する基準は、第 9 条に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 苦情解決にあたっては、苦情の公正な解決を図るため、当該施設及び設置者が法人格を有する場合はその他事業所等の職員以外の者を関与させること。
- (2) 利用者によるサービスの選択、並びに事業者によるサービスの質及び信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、ホームページや広報誌等に苦情解決結果を掲載し、公表すること。

第3節 藤沢型認定保育施設B型

(運営全般)

第18条 藤沢型認定保育施設B型の運営基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定員は、10人以上とすること。
- (2) 開所時間は、1日11時間以上とすること。
- (3) 休業日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日から1月3日までとすること。なお、休業日以外に休園する場合は、事前に利用者に説明し、理解を得ること。
- (4) 保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）を踏まえ、保育課程及び指導計画等を作成し、運用すること。

(施設長)

第19条 藤沢型認定保育施設B型には、施設長として、次の各号のいずれかに該当する常勤の職員を置かなければならない。

- (1) 児童福祉施設、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、藤沢型認定保育施設若しくは認定以前の当該届出保育施設等、又は幼稚園若しくは小学校等における教諭、民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員若しくは法第16条に規定する児童委員等の児童福祉事業に1年以上従事した者
- (2) 藤沢型認定保育施設又は認定以前の当該届出保育施設において、管理者として1年以上従事した者

2 前項の規定に基づく施設長は、実際に当該施設の運営管理の業務に従事するものとする。

(保育従事者の配置)

第20条 藤沢型認定保育施設B型の保育従事者の配置に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 開所時間中は、現に保育されている児童数に応じた保育従事者必要数の4分の3以上の有資格者を当該施設に配置すること。ただし、有資格者が2分

の 1 以上配置されている場合は、有資格者の必要数に有資格相当者を 2 人まで含めることができるものとする。

- (2) 基本保育時間中は、常勤の有資格者又は有資格者相当者を 1 人以上施設に配置すること。
- (3) 保育の実施にあたっては、常に複数の保育従事者を配置すること。ただし、基本保育時間外において、現に保育されている児童が 1 人である場合は、指導監督基準に準じて、有資格者 1 人の配置でよいものとする。

(設備)

第 21 条 藤沢型認定保育施設 B 型の施設の構造及び設備等に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保育室の面積は、有効面積が、児童 1 人あたり 1.98 m^2 以上であること。
- (2) 保育室は、原則として 3 階以下であること。
- (3) 建築物、消防設備、給食設備に関することについては、それぞれの市の主管課等の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、その他施設の構造及び設備等に関する基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(安全対策等)

第 22 条 藤沢型認定保育施設 B 型は、第 8 条第 1 項に定めるもののほか、次の各号に掲げる計画・マニュアル等を作成し、運用しなければならない。

- (1) 事故防止及び事故発生時の対応に関するマニュアル
- (2) 感染症の感染防止に関するマニュアル

2 前項に規定する計画・マニュアル等の作成にあたっては、第 8 条第 2 項各号に掲げるもののほか、保育所における感染症対策ガイドライン（平成 30 年 3 月厚生労働省）を踏まえるものとする。

第 4 節 藤沢型認定保育施設 C 型

(開所時間)

第 23 条 藤沢型認定保育施設 C 型の開所時間は、1 日 8 時間以上とする。

(施設長)

第 24 条 藤沢型認定保育施設 C 型には、施設長として、実際に当該施設の運営管理の業務に従事する常勤の職員を置かなければならない。

(保育従事者の配置)

第 25 条 藤沢型認定保育施設C型の保育従事者の配置に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 開所時間中は、現に保育されている児童数に応じた保育従事者必要数の 2 分の 1 以上の有資格者を当該施設に配置すること。
- (2) 基本保育時間中は、常勤の職員を 1 人以上当該施設に配置すること。ただし、開所時間中に前条に規定する施設長が施設に配置されている場合は、本号でいう常勤の職員とみなすことができるものとする。
- (3) 保育の実施にあたっては、常に複数の保育従事者を配置すること。ただし、基本保育時間外において、現に保育されている児童が 1 人である場合は、指導監督基準に準じて、有資格者 1 人の配置でよいものとする。

(設備)

第 26 条 藤沢型認定保育施設C型の施設の構造及び設備等に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保育室の面積は、有効面積が、児童 1 人あたり 1.65 m^2 以上であること。
- (2) 建築物、消防設備、給食設備に関することについては、それぞれの市の主管課等の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、その他施設の構造及び設備等に関する基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(安全対策等)

第 27 条 藤沢型認定保育施設C型は、第 8 条第 1 項に定めるもののほか、次の各号に掲げるガイドラインを当該施設に備え、その内容を踏まえ、運用しなければならない。

- (1) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府）
- (2) 保育所における感染症対策ガイドライン（平成 30 年 3 月厚生労働省）

第 3 章 手 続 き

第 1 節 認定に係る手続き

(新規認定)

第 28 条 藤沢型認定保育施設の認定を新たに受けようとする設置者は、藤沢型認定保育施設認定申請書（第 1 号様式）に市長が別に定める必要書類を添え、指定された期日までに市長に提出し、実地調査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、本要綱で定める基準（以下「認定基準」という。）に適合しているか等、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき、当該申請の認定を適當と認めた場合は藤沢型認定保育施設認定通知書（第2号様式）、不適當と認めた場合は藤沢型認定保育施設認定不承諾通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

（認定区分の変更）

第 29 条 藤沢型認定保育施設の設置者は、既に受けている認定区分の変更を希望する場合は、予め市と協議をしたうえで、藤沢型認定保育施設認定区分変更申請書（第4号様式）に市長が別に定める必要書類を添えて、指定された期日までに市長に提出し、実地調査を受けなければならない。ただし、藤沢型認定保育施設A型からB型若しくはC型への変更を希望する場合、又は藤沢型認定保育施設B型からC型への変更を希望する場合は、その事由等によっては実地調査を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認定基準に適合しているか等、その内容を審査し、認定区分の変更の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき、当該変更申請を適當と認めた場合は藤沢型認定保育施設認定通知書（第2号様式）、不適當と認めた場合は藤沢型認定保育施設認定区分変更不承諾通知書（第5号様式）により、その旨を通知するものとする。

（認定辞退）

第 30 条 藤沢型認定保育施設の設置者は、その都合により、既に受けている認定の辞退を希望する場合、又は当該施設を閉園する場合は、予め市と協議をしたうえで、藤沢型認定保育施設認定辞退申請書（第6号様式）を、指定された期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、その可否を決定し、藤沢型認定保育施設認定辞退承諾等通知書（第7号様式）により、その旨を通知するものとする。

3 藤沢型認定保育施設の設置者は、前各項の規定に基づく認定辞退を行う場合、設置者の責任において、利用者に対し、十分な説明を行わなければならない。

第 2 節 運営等に係る手続き

（運営等の変更）

第 31 条 藤沢型認定保育施設の設置者は、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、予め市と協議をしたうえで、藤沢型認定保育施設運営等

変更承認申請書（第8号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該施設の名称又は所在地
- (2) 当該設置者の名称、代表者又は所在地
- (3) 施設長の名称
- (4) 入所定員
- (5) 開所時間
- (6) 建物その他設備の規模及び構造
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第28条第1項又は第29条第1項の規定に基づく申請時に市に報告した事項、及びその他の施設の運営上重要な事項等

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認定基準に適合しているか等、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢型認定保育施設運営等変更承認等決定通知書（第9号様式）により、その旨を通知するものとする。

（確認調査）

第32条 市長は、藤沢型認定保育施設の設置者に対して、認定基準が遵守されているか確認するための調査を定期的に行うものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、市長は、必要があると認めるとときは、認定基準が遵守されているか確認するための調査を随時行うことができるものとする。
- 3 藤沢型認定保育施設の設置者は、前各項の規定に基づく市長の調査に応じなければならない。
- 4 藤沢型認定保育施設の設置者は、第1項及び第2項の規定に基づく市長の調査において、児童の処遇と安全確保の観点から必要な指導や助言があった場合には、速やかに改善しなければならない。
- 5 藤沢型認定保育施設の設置者は、市長からの求めがあった場合には、前項に規定する改善内容を市長に報告しなければならない。

第3節 認定の取消に係る手続き

（認定取消の基準）

第33条 市長は、藤沢型認定保育施設の設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該施設の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定に基づく確認調査において、重大な違反が明らかになったとき。
- (2) 前条第4項の規定に基づく改善を速やかに行わなかったとき。
- (3) 第31条第1項各号に掲げる事項について、同条第2項の規定に基づく変更承認を受けずに変更を行ったとき。

- (4) 神奈川県知事から私設保育施設指導監督要綱第 17 条第 1 項の規定に基づく改善勧告を受けたとき。
- (5) 第 11 条の規定に反して当該施設の閉園を決定したとき。
- (6) その他市長が認定を継続することが不適当と認められる事実が明らかになったとき。

(認定取消勧告)

第 34 条 市長は、前条の規定に基づき藤沢型認定保育施設の認定の取消を行おうとするときは、当該施設の設置者に対して、認定取消予定日の 1 カ月前までに、藤沢型認定保育施設認定取消勧告書（第 10 号様式）により、改善期日を付して認定取消勧告を行うものとする。ただし、前条第 5 号に規定する事由に該当する場合は、認定取消勧告を経ずに、次条第 1 項の規定に基づく認定取消を行うものとする。

(認定取消通知等)

第 35 条 市長は、前条の規定に基づく改善期日までに認定取消となる事由が解消されなかった場合は、当該施設の設置者に対し、藤沢型認定保育施設認定取消通知書（第 11 号様式）の交付により、認定を取り消すものとする。

2 市長は、前条の規定に基づく改善期日までに認定取消となる事由が解消されなかった場合であって、認定取消勧告時の認定区分に応じて次の表に掲げる条件等を満たす場合には、藤沢型認定保育施設認定取消に係る認定区分変更通知書（第 12 号様式）の交付により、次の表のとおりに認定区分の変更を行うことができるものとする。

認定取消勧告時の認定区分	条件等	変更認定区分
藤沢型認定保育施設 A 型	第 5 条から第 11 条までに規定する基準（以下「共通基準」という。）を満たしており、かつ第 12 条から第 17 条までに規定する藤沢型認定保育施設 A 型の基準（以下「A 型の基準」という。）を満たさなくなった場合であって第 18 条から第 22 条までに規定する藤沢型認定保育施設 B 型の基準（以下「B 型の基準」という。）を満たす場合	藤沢型認定保育施設 B 型
藤沢型認定保育施設 A 型	共通基準を満たしており、かつ A 型の基準を満たさなくなった場合であって第 23 条から第 27 条までに規定する藤沢型認定保育施設 C 型の基準（以下「C 型の基準」という。）を満たす場合	藤沢型認定保育施設 C 型
藤沢型認定保育施設 B 型	共通基準を満たしており、かつ B 型の基準を満たさなくなった場合であって C 型の基準を満たす場合	藤沢型認定保育施設 C 型

第4章 報告等

(定期報告)

第36条 藤沢型認定保育施設の設置者は、各月の初日における当該施設の状況について、藤沢型認定保育施設台帳（第13号様式）により、その月の5日までに市長に報告しなければならない。

2 藤沢型認定保育施設の設置者は、各月の市長が別に指定する日における保育従事者の配置状況について、藤沢型認定保育施設保育従事者配置実績報告書（第14号様式）により、その月の翌月の5日（ただし3月分については当該年度の3月31日）までに市長に報告しなければならない。

(対象児童に係る必要書類の提出)

第37条 藤沢型認定保育施設の設置者は、対象児童の保護者に、当該児童の在籍等の状況に応じて次の表に掲げる日を基準日とする、当該保護者が別表第1に掲げる事由に該当していることを証する書類（以下「就労証明書等」という。）を年1回又は2回提出させ、取りまとめたうえで、原則、次の表に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。

対象児童の在籍等の状況	就労証明書等の基準日	提出期日	
前期 (4月から9月まで)	年度の初日に在籍している場合	4月1日	市長が別に定める日
	前期の期間の途中に保育の利用を開始（入所）した場合	利用開始（入所）した日	利用開始（入所）した日から1月以内
後期 (10月から3月まで)	前期の期間中に在籍している場合	10月1日	市長が別に定める日
	後期の期間の途中に保育の利用を開始（入所）した場合	利用開始（入所）した日	利用開始（入所）した日から1月以内

2 対象児童の保護者が子ども・子育て支援法第30条の5の規定に基づく施設等利用給付認定を受けている場合は、同条第3項の規定による通知の写しをもって就労証明書等に代えることができるものとする。この場合において、当該書類の提出期日は、年度の初日に在籍している場合は市長が別に定める日、当該年度の途中に保育の利用を開始（入所）した場合は利用開始（入所）した日から1月以内とする。

(保育従事者に係る必要書類の提出)

第38条 藤沢型認定保育施設の設置者は、年度の初日における保育従事者の雇用契約に関する書類、及び保育従事者が有資格者又は有資格相当者である場合は資

格等を有することを証する書類を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 年度途中で保育従事者を新たに雇用した場合は、前項に規定する書類を、雇用した日が属する月の末日までに市長に提出しなければならない。

第5章 雜 則

(補則)

第39条 この要綱に定めるもののほか、藤沢型認定保育施設に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(事前事務)

- 2 第29条から第31条までに規定する手続きについては、この要綱の施行日以降の施行に限り、平成30年3月31日以前であってもできるものとする。

(藤沢型認定保育施設への措置)

- 3 この要綱の施行をもって、藤沢型認定保育施設事業実施要領（平成25年3月14日制定。以下「旧要領」という。）は廃止する。

- 4 この要綱の施行日前に、旧要領により藤沢型認定保育施設の認定を受けており、かつ第29条及び第30条に規定する手続きを行っていない施設又は旧要領の廃止日以前に旧要領第33条第2項の規定に基づく認定取消通知を受けていない施設は、この要綱の施行日の前日時点の認定区分において、第28条第3項の規定に基づく認定を適当とする旨の通知を受けた施設とみなすものとする。

附 則（令和2年4月1日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、改正の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条第2項に規定する基準については、藤沢型認定保育施設B型又はC型に限り、施行日から起算して3年が経過する日までの間は、当該基準を満たして

いない施設であっても、市が別に定める方法により当該基準を満たすことを確認できた場合は、当該基準を満たしているものとみなす。

- 3 この要綱の施行前に藤沢型認定保育施設B型又はC型の認定を受けている施設で、施行日時点において第8条、第18条第4号及び第22条の規定を満たしていない施設は、施行日から起算して9月を経過する日までの間は、施行日の前日時点の認定区分に該当する施設とみなす。

別表第1（第3条、第37条関係）

保育を必要とする事由	左の事由を証する書類
1. 就労	<p>就労（労働）をしていて、月に64時間以上拘束されていることが常態となっていて、利用児童の保育をすることが困難である場合。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の記載がある「就労証明書」（本市に認可保育所等の利用申込をする際の様式で可）</p> <p>ア 就労者の氏名及び住所 イ 就労(採用)年月日 ウ 週又は月の勤務日数 エ 曜日別出勤日 オ 曜日ごとの就労時間 カ 給与形態（月給・日給・時給の別） キ 最近6ヵ月の就労日数及び支給額 ク 勤務地の所在地及び名称 ケ アからクの内容について雇用主が証する旨の署名及び押印 コ 就労者と児童との関係</p>
2. 妊娠・出産	<p>母親が出産前後であって、利用児童の保育が困難である場合。 なお、この場合出産前後とは出産予定日の前6週目（多胎妊娠の場合は14週目）が属する月の初日から、出産日の後8週目の日が属する月の末日までとする。</p> <p>(1) 母子健康手帳のコピー（表紙、及び出産予定日が確認できるページ）</p>
3. 保護者の疾病 又は障がい	<p>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していて、利用児童の保育が困難である場合。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の記載がある医師の診断書（本市に認可保育所の利用申込をする際の様式で可）</p> <p>ア 当該保護者の氏名、生年月日、性別 イ 診断名 ウ 初診日 エ 現在の病状について オ 利用児童の保育の所見（保育が可能であるか、困難であるか） カ アからオの内容について医師が証する旨の署名及び押印</p>
4. 親族等の介護 又は看護等	<p>親族等を介護又は看護等していて、月に64時間以上拘束されていることが常態となっていて、利用児童の保育が困難である場合。</p> <p>(1) 医師の診断書等、被介護者又は被看護者の介護又は看護等の必要性がわかるもの (2) 次に掲げる事項の記載がある「介護（看護）状況申告書」（本市に認可保育所等の利用申込をする際の様式で可）</p> <p>ア 介護又は看護をする人（保護者）の氏名、住所及び対象児童との関係 イ 介護又は看護を受ける人の氏名、住所及び対象児童との関係 ウ 介護又は看護の具体的な内容（食事、衣服の着脱、入浴、排泄、屋内外の移動の各項目についての介護又は看護を必要とする度合） エ 1日及び1週間の主な介護又は看護のスケジュール</p>

5．災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていて、利用児童の保育をすることが困難である場合。	(1) 災害復旧に従事していることを証する書類
6．求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていて、対象児童の保育をすることが困難である場合。 ただし、対象児童とみなしてから2月目までをその有効期間とする。	特になし
7．就学	大学、専門学校、職業訓練校等に就学していて、月に64時間以上拘束されていることが常態となっていて、対象児童の保育をすることが困難である場合。	(1) 就学前の学校が発行する学生証又は在籍証明書のコピー (2) 就学前のカリキュラム表等、日中保育ができない時間及び日数等が確認できるもの
8．対象児童以外の育児休業中	育児休業を取得する場合であって、かつ当該育児休業に係る児童以外の児童がすでに藤沢型認定保育施設を利用し、表中1に規定する要件から対象児童となっており、その児童が当該育児休業の間に当該施設を引き続き利用する場合。 ただし、当該育児休業に係る児童が満1歳に達する日が属する年度の翌年度の5月14日までをその有効期間とする。	(1) 表中1に規定する事項に加え、次に掲げる事項の記載がある就労証明書 ア 育児休業の開始年月日及び終了（予定）年月日

別表第2（第15条、第21条、第26条関係）

1. 必要な設備にすること
(1) 調理室を設ける場合は、利用児童の年齢に応じた食事を衛生的に提供できる設備を有し、保育室とは別の区画とすること。
(2) 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
(3) 施設内に固定電話を有すること。
(4) 幼児を保育する施設にあっては、幼児の年齢に適した広さの屋外遊技場を敷地内に有し、又は付近にこれに代わるべき場所があること。
(5) 非常災害対策として、利用児童が安全に避難するための措置が講じられていること。
2. 施設内の危険箇所への措置にすること
(1) 落下又は転倒によって利用児童がけがをするおそれのある設備に対し、設備の固定、落下防止バンドの活用等、その他の必要な対策を講じること。
(2) 保育室内のドアには、児童の指はさみ防止対策として、開閉速度の緩和、戸当たりの設置、蝶番へのカバーの設置等、その他の必要な措置を講じること。
(3) 壁面及び床面において、突起や段差、床のすべり等の危険な箇所がないこと。ただし、その箇所がある場合は、事故防止のため、段差解消等の適切な措置を講じること。
(4) 壁の角部が鋭利な箇所には、面取り、保護材の使用等、その他の適切な措置を講じること。
(5) 保育室内の窓に、転落防止のため、柵（概ね60cm）の設置、開口制限の仕様、ロック機能を備える鍵等、その他の必要な措置を講じること。
(6) ガラス面へのシール等の貼り付け等、衝突防止のための対策を講じること。
(7) コンセントは、児童の手が触れられない位置にある、又は児童の手が届く場合はコンセントカバーを設ける等、適切な措置を講じること。
(8) ほふくしない児童（年度の初日の前日における年齢が満0歳である児童等）は、他の児童と空間を分けること。なお、施設の構造上、空間を分けることが難しい場合は、ベビーサークル等の設置による対応でもかまわないものとする。
(9) 淋浴槽、汚物処理槽、及びその他の水がたまる箇所は、その部屋に鍵をつける等の児童が単独で入れないような仕様となっていること。
(10) 設備破損による児童のけがを防止するため、大型遊具等の児童がその上に乗る可能性があるものは、その用途に専用のものを、定められた方法で使用すること。
(11) 出入り口の施錠機能等、不審者の立入防止のための措置を講じること。